

地域安全ニュース

(R2 2/1 ~ 2/29の事件・事故など)

■お問い合わせ
木古内町防犯協会 (役場内)
☎01392-2-3131
木古内警察署
☎01392-2-4110

「改元でカードが使えない」は詐欺

「函館市内の高齢女性宅に「銀行職員」を名乗る男から、電話があり、

・令和になり古いカードが使えない
・古いカードを取りに行かせます

などと言われ、その後被害者宅に銀行職員を名乗る男が訪問し、キャッシュカードをだまし取られ、口座から現金が引き出される「特殊詐欺」が発生しました。

改元に伴い、キャッシュカードが使えなくなることはありません。このような電話は詐欺です。犯人は二七の職員がキャッシュカードを受け取りに来るまでの間、長時間電話を繋いだままにしていますが、電話で

- ・改元でキャッシュカードが使えない
- ・キャッシュカードを交換する
- ・暗証番号を教えてほしい

という言葉が出たら、通話中であっても「警察に相談する。」と言って電話を切り、必ず警察に相談してください。



自転車の安全利用の推進

★自転車は、車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、車道と歩道の区別があるところは車道通行が原則です。

※例外として、歩道を運行できるのは、

- ・道路標識や道路標示で指定された場合
- ・運転者が13歳未満の子供、70歳以上の高齢者、身体の不自由な方

★車道は左側を通行
自転車の右側通行は禁止されています。自転車は車道の左側に寄って通行しなければなりません。

また、自転車が通行することができるとして、歩道の左側部分に儲けられたものに限りません。

★歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行

歩道を通行する場合は、車道寄りの部分を徐行しなければなりません。歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければなりません。歩行者に配慮した運転心がけましょう。

★安全ルールを守る

○飲酒運転・二人乗り・並進の禁止



春の全国交通安全運動の実施

交通安全は、住民一人一人が、交通安全を自らのことと考え、交通ルールを遵守し、思いやりのある交通マナーを実践し、悲惨な交通事故死事故防止に努めましょう。

なお、木古内町は、交通事故ゼロの日を継続中で、このまま交通事故死事故が町内で発生しなければ、運動期間中の4月14日に2500日を達成します。

町民皆様におかれましては、今回の記録達成に向けて、また、さらなる記録継続のためご協力をお願いします。

運動期間 4月6日(月) ~ 4月15日(水)

◆交通安全運動の重点◆

- ・子供を始めとする歩行者の安全の確保
- ・飲酒運転の根絶
- ・全ての座席のシートベルト着用
- ・自転車の安全利用の推進
- ・高齢運転者等の安全運転の励行



◎交通事故関係

■物損事故	9件
■人身事故	0件
○木古内町	3件
○知内町	6件
内訳	
車×車	5件
車単独事故	4件

町の身体障害者相談員 及び知的障害者相談員です

身体障害者相談員及び知的障害者相談員は、障がい児(者)やその家族の方の身近な問題など、心配ごとや困りごとについて無料で相談に応じます。

秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。



知的障害者相談員
山本ひづる氏
01392-2-4739



身体障害者相談員
山本洋一氏
090-8638-9432